

Q 遅刻、早退3回をもって欠勤1日としての賃金カットできるか

A

減給の制裁とは、職場規律に違反した労働者に対する制裁として、本来ならばその労働者が受けるべき賃金のなかから一定額を差し引くことをいいます。

労働の結果いったん発生した賃金債権を減額するものであることから、その額があまりに多額であると労働者の生活を脅かすおそれがあるため、労基法第91条は「その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない」と規定しています。

欠勤、遅刻、早退があった場合、労働の提供がなかった時間に相当する賃金だけを差し引くことは、1つの賃金計算方法であって、制裁としての減給に該当しません。しかし、遅刻、早退3回をもって欠勤1日として1日分の賃金カットをすることは、労働の提供のなかった限度を超えるカットで、制裁ということになり、労基法第91条の範囲内でしか減給できません。